

岩倉市軽自動車税（種別割）課税保留事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、軽自動車税（種別割）の課税客体となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）が、滅失、解体、所在不明等の理由により現に所有していないにもかかわらず、岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）第78条第3項の規定による申告が行われていないため課税されている場合において、課税の適正化及び事務の効率化を図るため、軽自動車税（種別割）の課税を保留すること（以下「課税保留」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象範囲）

第2条 課税保留は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 軽自動車等の盗難又は詐欺に遭い、その旨を警察署に届け出ている場合
- (2) 前号以外の事由により軽自動車等の所在が明らかでない場合
- (3) 災害、交通事故等により、軽自動車等を再び運行の用に供する見込みがない場合
- (4) 車体を解体したことにより、軽自動車等を再び運行の用に供する見込みがない場合
- (5) 軽自動車等に係る軽自動車税（種別割）の納税義務者（以下「納税義務者」という。）の居所が明らかでない場合
- (6) 納税義務者が死亡し、かつ、当該納税義務者の相続人の認定が困難な場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、課税することが困難であると市長が特に認めた場合

(申立て等)

第3条 前条第1号から第4号まで又は第7号の規定により課税保留を受けようとする納税義務者は、別表左欄に掲げる該当事由に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる書類をもって市長に申し立てなければならない。

2 納税義務者が前条第5号、第6号又は第7号（納税義務者から前項の規定による申立てを受けられない場合に限る。）に該当する場合には、市長は、別表左欄に掲げる該当事由に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる書類を確認の上、職権で課税保留を行うことができる。

(課税保留の決定)

第4条 前条第1項の規定による申立てがあった場合には、市長は、その状況を調査の上、課税保留の可否を決定するものとする。

(課税保留の開始年度)

第5条 第3条第2項又は前条の規定により決定した課税保留は、別表左欄に掲げる該当事由に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる年度から開始するものとする。

(課税保留決定の取消し)

第6条 第3条第2項又は第4条の規定により課税保留を決定した後、当該課税保留の該当事由が消滅した場合には、市長は、その決定を取り消し、当該事由が消滅した日の属する年度の翌年度以降の軽自動車税（種別割）について課税するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、納税義務者が偽りその他不正の行為により課税保留を受けていた場合には、市長は、課税保留期間に係る軽自動車税（種別割）について遡って課税するものとする。

3 前項の規定により軽自動車税（種別割）を遡って課税する場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の5の規定による期間制限に留意するも

のとする。

(課税台帳の職権登録抹消)

第7条 市長は、課税保留を決定した日の属する年度から5年を経過したときは、職権により当該軽自動車について課税台帳の登録抹消手続を行うことができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

該当事由	必要書類	課税保留開始年度
第2条第1号に該当	(1) 軽自動車税（種別割）課税保留申立書（別記様式。以下「申立書」という。） (2) 詐欺の被害又は盗難に遭ったことを証する警察署の証明書（証明書がない場合にあつては、当該事件の所轄警察署に照会し、確認した受付番号等を記載した書類）	詐欺の被害又は盗難に遭った日の属する年度の翌年度
第2条第2号に該当	申立書	申立書の提出があつた日の属する年度の翌年度
第2条第3号に該当	(1) 申立書 (2) 被災等の事実を確認できる書類（り災証明、警察署が発行する事故証明書等）	証明書に記載された被災の日若しくは事故日又は申出による被災の日の属する年度の翌年度
第2条第4号に該当	(1) 申立書 (2) 解体したことを証する書類	解体が明らかな日の属する年度の翌年度
第2条第5号に該当	税務職員の調査結果を記載した書類	連続した2年間の公示送達後又は職権消除後、課

		税保留を決定した日の属する年度の翌年度
第2条第6号に該当	相続放棄受理通知書の写し (相続放棄し得る者が存在しない場合にあつては納税義務者の出生から死亡までの戸籍)	相続放棄が決定した日(相続放棄し得る者が存在しない場合にあつては納税義務者の死亡した日)の属する年度の翌年度
第2条第7号に該当	申立書(申立てを受けられない場合にあつては、税務職員の調査結果を記載した書類)	市長が認める年度

別記様式（第3条関係）

軽自動車税（種別割）課税保留申立書

年 月 日

愛知県岩倉市長 殿

申立人 住所 _____
 氏名 _____
 電話 _____

次のとおり、軽自動車税（種別割）の課税保留を申し立てます。

なお、書類が整い次第遅滞なく廃車手をいたします。

車両番号		納税義務者 (申立人と違 う場合)	住所	
車体番号			氏名	
所有しなくな った日	年 月 日			
申立事由（軽 自動車等の 現況）	1 盗難等（警察への届出： _____ 警察、受理番号： _____） 2 所在が不明 3 災害、交通事故等により運行不能等（り災証明書等添付） 4 解体（解体証明書等添付） 5 その他 _____			
廃車登録が できない理 由（廃車登録 が遅れる理 由）				
申立人と納 税義務者の 間柄	1 本人 2 その他（間柄及び納税義務者が申立しない理由） (_____)			

(市記入欄) 課税保留開始年度 _____ 年度